

令和2年度 北海道釧路総合振興局環境情報協議会 議事録

開催日時：令和2年7月29日(水) 11時50分～14時30分

開催場所：弟子屈町役場3階委員会室

(釧路総合振興局産業振興部農村振興課 伊原課長)

釧路総合振興局農村振興課長の伊原でございます。

只今より、令和2年度釧路総合振興局 道営農業農村整備事業等 環境情報協議会を始めさせていただきます。

本日は、5名の委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、出席頂き感謝申し上げます。

なお、釧路市博物館の学芸員をされている貞國委員は、ご都合により欠席となっております。

平成13年に農業農村整備事業の基となっている土地改良法の改正により、環境との調和を図りながら整備することが明文化されたことから、本協議会は、道営等の農業農村整備事業等の実施にあたり、事業地区における客観性や透明性を確保しながら、環境との調和を図り、事業の円滑な推進を進めることを目的に開催をしております。

そのために、環境に関する専門家の皆様それと地域住民を代表する方々、そして農業関係者を代表する方々に集まって頂きまして、意見交換に沿って進めてまいります。

委員の忌憚のないご意見を賜りまして、事業計画や実施へ活かしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

意見交換会では、資料に基づき協議対象地区の説明を担当者から行い、その後、質疑を含め意見交換を行いたいと考えております。

本日は、新規に計画している1地区及び数年前にこの協議会で新規地区として諮られた地区で、その後の計画変更により事業量の増減となった3地区、合わせて4地区の議題をお願いします。

それでは、委員の方々のご紹介をします。

まず、環境に関する専門家ということで、学識経験者からは、建設・環境部門の技術士でいらっしゃる、太平洋総合コンサルタント株式会社で、環境科学部長をされている川尻委員です。

農業関係者として、標茶町農業協同組合に勤められ、毎年地域のクリーン活動や植樹活動をされている高橋委員です。

地域住民代表として、標茶町に在住、標茶町社会福祉協議会評議員をされている岩淵委員です。

続きまして、弟子屈町に在住、弟子屈町農業農村整備事業促進期成連合会会長等をされている齋木委員です。

同じく、白糠町に在住、白糠町農業資源保全協議会などをされている影山委員です。

(釧路総合振興局産業振興部農村振興課 横山主査)

それでは、対象協議地区の説明及び意見交換をしていきますが、先に座長の選出をしたいと思います。

(伊原課長)

座長は事務局から川尻委員にお願いしまして、意見交換の進行をお願いしたいと思えます。川尻委員よろしくお願ひします。

(川尻委員)

座長を引き受けましたので、これより協議対象地区の意見交換を進めて参ります。

まず草地整備事業の起伏修正Ⅰの扱いについて、地区説明に入る前に環境情報協議会事務局の横山主査より、連絡事項がありますのでよろしくお願ひします。

(横山主査)

資料7をご覧ください。草地整備事業の工種である起伏修正Ⅰについてです。

起伏修正Ⅰとは、農業用機械作業の効率化、地表水の停滞防止、牧草地の利用率向上を目指して、既草地における凹凸を均す工事で、地形の大規模な変更はありません。

工事では重機作業を伴うことから、騒音・振動など自然環境への影響が想定されますが、低騒音・低振動型の重機や排出ガス対策機械を使用することにより、自然環境への影響は極力抑えることができると考えております。

気象情報に配慮し、施工時期や施工方法、施工手順を検討することにより土砂流出の影響を極力抑えます。

このことから、起伏修正Ⅰの工事は、環境への影響はほぼないと考えられます。

質問、意見があればお願ひします。

(高橋委員)

「環境に対して影響がない」とは。

(横山主査)

環境に対して影響が想定されることとしては、工事では重機作業が伴うので、その振動による影響が一般的には想定されるのですが、その対策として低騒音、低振動、低排出ガスの重機を使用しますので、自然環境への影響は極力抑えて工事できるという趣旨です。

(影山委員)

「重機を伴う作業」について、資料7では工事にブラッシュブレイカーを使用する代わりにリバーシブルプラウを使用することで、工事の時間が短縮されるため、環境への影響を減らせると考えるが、なぜ使用しないのですか。

(釧路総合振興局産業振興部農村振興課 木原係長)

釧路総合振興局産業振興部農村振興課の木原と申します。

資料7に提示している工程は、「標準工程」といわれるもので、実際の現場ではリバーシブルプラウが導入されております。

ただし、建設会社の設備保有状況によるところがあり、今回の説明は「標準工程」において説明した状況です。

(川尻委員)

それでは、弟子屈町から要望されている、草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備事業））弟子屈地区について、地区概要の説明についてお願いします。

(釧路総合振興局産業振興部農村振興課 小杉係長)

私の方より、弟子屈地区について説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。まず説明内容ですが、2ページに項目を載せておりますが、地域の概要、事業の必要性、事業地区の概要を説明したあと、弟子屈町より、田園環境整備マスタープランの概要をご説明していただき、工事が環境に与える影響、環境配慮対策の順番で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3ページをご覧ください。弟子屈町の概要ですが、弟子屈町は東北海道の中心に位置し、北西部は高い山脈をもってオホーツク地域に接しており、東は根釧原野に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接しています。

気候は冷涼で、年間平均気温は4～5℃で積算温度は2,300℃以下と極めて低く、降雪量が100～150cmと比較的少ないため、土壌の凍結度は著しくなっています。降雨は農耕期に

多いが平均して約 1,000 mm と少ないです。

弟子屈町の農業は、全町的に酪農や肉用牛、馬産が盛んであり、北部の川湯、屈斜路、札友内地域では他の地域と比較して気候が温暖なため、酪農経営とともに畑作経営が営まれております。作物については、馬鈴しょ、てん菜、小麦の 3 作物が作付けされています。

4 ページの弟子屈町全体図をご覧ください。札友内、屈斜路、川湯の北側の地域では酪農経営と畑作経営が混在しており、南側の地域では主に酪農が営まれております。

また近年は、適正な輪作のため第 4 の作物として、ソバの作付けが定着しています。耕地面積は約 9,500ha と行政面積の 12% を占めており、そのうち牧草地は約 8,300ha、畑地は約 1,200ha となっています。

地域の概要の説明は、以上となります。

続きまして、事業の必要性について、5 ページより説明に入ります。近年の配合飼料価格の高騰など農業情勢が不安定となっていることから、経営の安定化を図るため飼料自給率の向上が最重要課題と考えております。しかしながら現状は、生産性の低い草地が多くなっております。

営農形態は、弟子屈町に限ったことではありませんが、高齢化や後継者不足により農家戸数は減少傾向にあります。担い手農家への農地集積等により 1 戸当たりの経営規模は拡大傾向にあります。

6 ページをご覧ください。平成 6 年時点では、乳用牛飼養戸数が 161 戸、戸当飼養頭数が 80 頭でしたが、平成 29 年時点では、乳用牛飼養戸数が 88 戸、戸当飼養頭数が 129 頭になっておりまして、乳用牛飼養戸数が 20% 程度減っておりますが、戸当飼養頭数は 60% 程度増えております。

また、農家戸数と戸当たり経営面積については、平成 6 年時点では 1 戸当たり 56ha であったのに対し、平成 29 年時点では 1 戸当たり 94.4ha になっており、約 1.7 倍になっております。

以上のことから、飼料自給率の向上と良質粗飼料の確保におきまして、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備の推進が不可欠ですので、既存草地の整備改良及び未備農地の関連草地造成改良におきまして生産性の向上と効率的な土地流用を進めるため、道営の土地改良事業が必要であると考えております。

事業の必要性については以上でございます。

続きまして、弟子屈地区の事業概要について説明いたします。

7 ページをご覧ください。所在地は弟子屈町、事業実施主体は、北海道です。事業工期は、令和3年度から令和7年度の5ヶ年で計画しています。概算事業費は、3億6千万円、受益戸数35戸、受益面積は278.6haとしています。

8 ページをご覧ください。ほ場位置図は次のとおりです。弟子屈町全体に受益地が散在していることが分かります。

9 ページをご覧ください。続きまして、草地整備改良の主要工事概要を示しております。工種が4つとなっていて、排根線除去（均し）が0.9ha、起伏修正Ⅰが235.9ha、起伏修正Ⅱが21.6ha、・暗渠排水が20.8haとなっています。

10 ページでは現況写真を載せております。写真で見づらいかも知れませんが、左側の写真の圃場の左側が黄色っぽく変色しておりますが、これは湿害で生育不良となっているためです。湿害を受けると、収穫量が減るほか、適期に営農作業が行えないなどの支障が生じてきます。これにつきましては、暗渠排水を施工することにより、地下水位が低下し畑が早く乾くようになるため、作業機械が適期に入ることが可能となります。

右側の写真は、排根線除去の写真ですが、昔に切ったと思われる木の根が圃場の中心に堆積されています。

この圃場の平面図を11ページに載せておりますが、先ほど説明した木の根（排根線）があることで営農作業が不効率なものとなっていることから、これを除去することにより作業機械を効率的に動かすことが出来るようになります。

12ページになりますが、起伏修正Ⅱの要望ほ場で、（午前中に）現地確認して頂いた箇所についてドローンで測量し、3D加工・図示したもので、褶曲により農作業機械の作業効率悪いため、事業で（基盤）切盛の要望があったものです。

起伏修正Ⅱですが、13ページは標茶町で完成した地区の写真となっております。左の写真が作業前でコブがありましたが、（基盤）切盛で褶曲を修正し農作業機械効率の向上を図りました。（午前中に）現地確認したほ場と同様の工事内容となります。

続いて14ページから関連草地造成改良の概要を示しております。排根線除去が0.4ha、草地造成Ⅰが13.5ha、草地造成Ⅱが1.3haとなっています。

先ほど説明した草地整備改良の排根線除去（均し）は、排根線を分けて草地にすき込むものです。

15ページに草地造成Ⅱ要望圃場の測量データを載せています。この圃場は、傾斜と不整

形な状態になっていることから効率的な作業機械の運行に支障をきたしている状況となっています。草地造成Ⅱでは、傾斜の緩和と同時に未利用地の造成を併せ行いますので、作業効率の高い圃場になります。

続きまして16ページです。造成地や希少種の有無について本年度、事業計画を行っているコンサルタントと打合せを行っているところですが、このコンサルタントが公園や環境関係も携わっており造成地を確認した状況です。環境調査の名目で行った調査ではないので、お墨を頂いている訳ではありませんが、現況調査の結果、希少種は確認されませんでした。

続きまして、弟子屈町の田園環境整備マスタープランにつきまして説明させていただきます。村山係長をお願いします。

(弟子屈町農林課 村山係長)

弟子屈町役場の村山と申します。

お手元の資料5に田園環境マスタープランがございますが、私の方から簡潔に概略のみ説明させていただきます。

本町の概要ですが、広さといたしまして東西28.8km、南北31km、行政区域面積は774.70km²となっております。

町内には世界有数の透明度を誇る摩周湖と、カルデラ湖として日本一の規模をもつ屈斜路湖があり、屈斜路湖を源とする釧路川は弟子屈市街地を通り、釧路市から太平洋に注いでおります。

続きまして、環境保全の基本的な考え方です。

自然環境につきまして、本町の森林面積は約507km²で、町総面積の65%を占めており、この内天然林は58%となっている状況から、今後町有林・民有林の保育、間伐を適正に実施していくことが重要な課題であると考えております。

また、町内一部地区につきましては、阿寒摩周国立公園地域内に存在することから、観光振興面での森林資源の持続が求められている他、水源かん養のための水土保持機能の維持・増進など、森林の持つ機能を最大限に図っていくことが必要と考えております。

次に社会環境・生活環境ですが、恵まれた自然環境を生かすため、農耕地や市街地などの人工的環境と周辺景観の調和を図っていくための取組や、観光と農業を基幹産業とする本町において、宿泊施設などから排出される膨大な生ゴミと各農家の家畜ふん尿を合わせ堆肥化するといった循環型社会へ向けた課題への取組などが必要と考えております。

最後に本町の整備状況でございますが、現在、道営草地整備事業の弟子屈北地区が平成28年度から今年度まで実施され、後継事業となる弟子屈地区が令和3年度より実施し、令和7年度に完了する予定となっておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上で概要説明を終わります。

(小杉係長)

それでは引き続き、私の方から説明させていただきます。

資料4の18ページからになりますが、工事が環境に与える影響については、次のことが想定されます。重機作業で発生する騒音や振動、土の切盛工事に伴う降雨等による周辺地域への土砂の流出などによる自然環境への影響が懸念されます。

19ページについてですが、これは、基盤切り盛りを行っている状況、低騒音・低振動型のブルドーザーで表土の下の心土を動かしている状況です。

次に、20ページになりますが、環境配慮対策についてです。19ページでも説明させていただきましたが、切り盛りを伴う工事は、土量にもよりますが、日数を要しますので、どうしても裸地になる時間が出来ます。ですので、降雨による影響を出来るだけ受けたくないよう気象情報など配慮するとともに施工方法、作業手順を検討するなど土砂流出の影響を極力抑えるよう配慮します。また、低騒音・低振動型の重機や排出ガス対策機械を使用することで周辺環境への配慮を行います。

最後になりますが、現地において貴重種の生息が確認された場合については、施工時期の調整を行うなど環境に配慮して参っていくところです。

以上で、道営草地整備事業弟子屈地区の説明を終わります。

(川尻委員)

ありがとうございました。それでは、弟子屈地区の意見交換に入ります。環境影響の配慮について皆さまからのご意見をお願いします。

一つよろしいでしょうか。現地確認でも説明がありましたこのほ場周りで河川を含めて常時流水がないそうで、水路がないようなところでは濁水により水生生物や水質の影響を受けにくいと思いますが、行き着く先は河川に流入する地区でしょうか。

(齋木委員)

河川まで延長があるため、雨は地下浸透すると思われます。工事を行う前に野鳥等の調査は行いますか。

(川尻委員)

希少種については、関係機関に確認することが多いです。

(齋木委員)

もし、営巣などが確認された場合は。

(横山主査)

専門家の意見を確認しながら、施工時期の調整、影響の小さい工法の検討を行います。

(齋木委員)

前に違うところで鶴のつがいがいて巣の中に卵があり、孵化するまで工事が行えない事例があった。「環境」とはこのようなことでしょうか。

(川尻委員)

そうですね。工事を行ってから確認されると工事が詰まるので、先ほど話があったように事前に確認されていると思われます。

環境調査ですが何もかもを行うものではなく、希少種のレベルに合わせて注意しながら地区の環境と確認された生物によって対応が分かれてくるものと思われます。

(岩淵委員)

ほ場が湿気っているところについて、流れていた水みちを埋める場合水がどこに流れるか。均平を行った場合、埋めたところで状況が悪くなる事例がある。水が法面に流れるのではと気にしている。地質調査は行っているか。

(小杉係長)

面工事については調査設計時に地質調査は行っておりません。工事中に湧水が確認された場合、明渠・暗渠を行います。

(齋木委員)

明渠や暗渠を一緒に行わないと問題は解決されないと思います。明渠・暗渠から流れた水は、流下中に地下浸透すると思われます。

(岩淵委員)

振興局では色々な工事をされているので、心配はしておりませんが、どのような考え方あるか気になりました。

(川尻委員)

それでは、計画変更地区の意見交換に入ります。

草地畜産基盤整備事業(草地整備型(公共牧場整備事業))鉏路地区、草地畜産基盤整備事業(草地整備型(道営草地整備事業))鉏路太田西部地区、鉏路太田東部地区について、横山主査の方から説明をお願いします。

(横山主査)

先ほど説明させていただきました、資料7の起伏修正Iについてですが、これに関しまして環境に対する影響について何かご質疑等はございますか。

なければ、これから説明させていただきます計画変更の3地区については、起伏修正Iの説明を省略させていただきます。

それでは資料6をご覧ください。令和2年度計画変更資料ということで、私の方からは草地畜産基盤整備事業(公共牧場整備型)の①鉏路地区について説明させていただきます。

この地区は平成30年度年から事業を実施しており、平成29年度に環境情報協議会に諮った地区になります。

今回、事業量の増加となるものは、草地整備改良の事業量で、起伏修正Iが7圃場37.5haの増加、暗渠排水は26圃場80haの増加となります。

次のページに鉏路地区ほ場位置図ということで、5色で塗られているものがありますが、今回、新たに起伏修正Iを実施するものが黄色と赤色で塗られているところになり、新たに暗渠排水を実施するものが、赤色と青色で塗られているところになります。

事業量が増加する区域は、平成29年度に協議を諮った牧場区域の中にあり、平成29年度の環境情報協議会や各関係機関との意見では、重機による騒音、振動の対策としては、低騒音、低振動の機械を活用すること、暗渠掘削による濁水対策としては、気象情報を活用し施工時期や作業手順を検討することにより濁水の流出を抑えること、キタサンショウウオやタンチョウの希少種に対する影響に対する対策としては、生息が確認された場合は施工時期を調整することや専門家と環境配慮対策を検討すること、これらを基に工事による環境の配慮に努めることとなっております。

以上が鉏路地区の計画変更に係る協議の関係になっております。

(木原係長)

改めまして、釧路総合振興局の木原と申します。

私の方からは、資料 6 の②釧路太田西部地区と③釧路太田東部地区の計画変更の案件についてご説明させていただきます。

※資料の訂正③H29→H28 に修正

②釧路太田西部地区から説明させていただきます。代表市町村が厚岸町と釧路町の 2 町になります。工期といたしましては平成 29 年度から令和 3 年度、現事業費といたしましては 286,000,000 円、変更事業費といたしましては 353,000,000 円となります。現事業量といたしましては、起伏修正 I が 267.9ha、草地造成が 0.7ha、暗渠排水が 13.8ha となっておりまして、変更後事業量といたしましては、起伏修正 I が 304.6ha、暗渠排水が 33.6ha の変更となっております。また、草地造成改良が地区からなくなっております。事業量の増分といたしましては、起伏修正 I が 36.7ha、暗渠排水が 19.8ha となっております。

別紙「釧路太田西部地区」をご覧ください。赤色の着色部分が当初地区計画時に元々要望されていた場所になりまして、緑色の着色部分が起伏修正 I の増分、水色の着色部分が起伏修正 I と暗渠排水の増分になります。

資料 6 に戻っていただいて、③釧路太田東部地区について説明させていただきます。代表市町村が厚岸町になります。工期といたしましては平成 28 年度から令和 3 年度、現事業費といたしましては 490,000,000 円、変更事業費といたしましては 545,000,000 円となります。現事業量といたしましては、起伏修正 I が 608.5ha、草地造成が 3.8ha、暗渠排水が 2.4ha となっております。変更後事業量といたしましては、起伏修正 I が 692.9ha、草地造成が変わらずの 3.8ha、暗渠排水が 3.4ha の変更となっております。事業量の増分といたしましては、起伏修正 I が 84.4ha、暗渠排水が 1.0ha となっております。

別紙「釧路太田東部地区」をご覧ください。赤色の着色部分が当初地区計画時に元々要望されていた場所になりまして、緑色の着色部分が起伏修正 I の増分、水色の着色部分が起伏修正 I と暗渠排水の増分になります。

元々計画段階で、②釧路太田西部地区につきましては平成 28 年度に、③釧路太田東部地区につきましては平成 29 年度に環境情報協議会に諮られておりまして、当初の内容については了承をいただいているところです。

重機による騒音や振動の影響等につきましては、先ほど①釧路地区で説明した内容と重複するので説明を割愛させていただきます。

なお、毎年全体で協議させていただいているところですが、それとは別に、毎年毎年の工事場所が決まった段階で環境省と鶴の関係ですとか、NPO 法人と打ち合わせ、協議させていただいて現場の方を進めさせていただいております。

(川尻委員)

ありがとうございました。それでは、今ご説明いただいた3地区の意見交換に入ります。環境へのご意見や質問をお願いします。

私から、釧路地区ですが、NPOなどとも打合せをされているので問題はないかと思われれます。湿地に近いので水生生物などの希少種がいると思われれますので、事前に確認できるものは進めて頂きたいところです。

他にご意見はありますか。

(齋木委員)

釧路太田東部地区・西部地区に対する環境への配慮はありますか。

(川尻委員)

湿原が多いと思われれますので、水辺の生物があるところは注意が必要かと。特別地区内で希少種の情報は聞いておりません。

(横山主査)

当初計画の段階では、特に配慮する話はあがりませんでした。

(木原係長)

毎年、管内の漁連と協議を行っており、翌年度工事分について工事を行って問題ないか打合せしております。

(川尻委員)

他にご意見はありますか。

ご意見はそれでは進行を事務局にお返し致します。

(伊原課長)

座長及び各委員のみなさま、貴重な御意見ありがとうございました。その他、事務局から今後のスケジュール等について事務局より説明します。

(横山主査)

後日、本日、開催された協議会の開催結果要旨をお送りしますので、ご確認のほどをよろしく申し上げます。

(伊原課長)

以上をもって、令和2年度釧路総合振興局道営農業農村整備事業等環境情報協議会を終了します。ご協力、ありがとうございました。